

青森県子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で給食費や食材料費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対して支援する「青森県子育て世帯臨時特別給付金」が実施されることになりました。

支給対象児童

1. 令和4年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
 2. 令和4年9月30日時点で高校生等（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童
 3. 令和4年9月30日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ※ 所得が所得制限限度額以上（扶養親族等の数が0人の場合、所得額622万円以上の方で、扶養親族が1人増えるごとに所得制限限度額622万円に38万円が加算されます。）の世帯は除く。

支給対象者

支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。

※児童手当（本則給付）受給者、もしくはそれに準ずる所得の者

支給額

対象児童1人につき、2万5千円

支給手続き、支給時期

<申請が不要な方>

- ・令和4年9月分の児童手当を東通村から受給している方（公務員以外）

※令和4年10月中に案内通知を送付する予定です。

※給付金の辞退を希望される方は、指定する日までに「給付金受給拒否の届出書」を健康福祉課までご提出ください。

※登録口座の変更希望がある場合は、「給付金支給口座登録等の届出書」を健康福祉課までご提出ください。

<申請が必要な方>

- ・令和4年9月分の児童手当を所属庁から受給している方（公務員）
- ・高校生等の児童のみを養育する父母等

※申請受付期間は、令和4年12月末まで（当日消印有効）

※受給対象となる可能性がある方には、順次、各家庭へ申請書類等を送付します。

給付金は、申請書類に不備がなく、養育要件と所得要件を満たす場合には、提出から1か月以内に支給します。

【問合せ先】

東通村役場 健康福祉課 福祉グループ

〒039-4222 青森県下北郡東通村大字砂子又字里17番地2

☎ 0175-28-5800

(19) 広報ひがしどおり 第688号